

学校における働き方改革の取組計画の改定について

1 改定の趣旨

- 教育委員会では、平成 30 年 3 月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、平成 30 年度から令和 2 年度の計画期間で取組を進めている。
- 平成 31 年 1 月に中央教育審議会の答申と文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインが示されたこと、および、令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、現行計画の期間内ではあるが、学校における働き方改革の加速化に向け、計画の改定を行うもの。

2 改定に向けた経過

① 国の動き

- 平成 31 年 1 月 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」中央教育審議会 答申
「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」
文部科学省 策定
- 令和元年 12 月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」成立
⇒教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等が定められた。
- 令和 2 年 1 月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」文部科学省 告示
⇒「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法律に基づく「指針」に格上げされた。

(指針における時間外在校等時間の上限)

- ① 1 か月の在校等時間について、超過勤務 4 5 時間以内
- ② 1 年間の在校等時間について、超過勤務 3 6 0 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、1 か月の超過勤務 1 0 0 時間未満、1 年間の超過勤務 7 2 0 時間以内（連続する複数月の平均超過勤務 8 0 時間以内、かつ、超過勤務 4 5 時間超の月は年間 6 カ月まで）

② 県教育委員会の動き

- ・働き方改革取組計画改定 P T ・ W G における検討
- ・市町教育委員会との連携会議の開催
- ・滋賀県総合教育会議における意見交換

3 改定のポイント

現行	改定後	考え方						
<p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度～令和2年度 3年間 	<p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和2年度～令和4年度</u> 3年間 	<p>☞ 文部科学省は、各地での取組の進展を把握すべく、学校における働き方改革の議論のスタートとなった教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後の令和4年度に勤務実態の調査を行うとしています。この調査の実施にあわせて計画期間を設定するものです。</p>						
<p>○目標</p> <p>① 月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>県立学校</td> <td>15%以下</td> </tr> </table> <p>② 年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数 14日以上</p>	小学校	40%以下	中学校	50%以下	県立学校	15%以下	<p>○目標</p> <p>① <u>超過勤務 月45時間以内（年間360時間以内）</u> <u>を目指します</u> <u>超過勤務 月80時間を超える教員を0人にします</u></p> <p>② （変更なし）</p>	<p>☞ 国の指針において、正規の勤務時間を超える在校等時間に上限が設定されたことを踏まえて、目標を改定します。</p> <p>☞ 他の法律に基づく特定事業主行動計画に合わせて据置としています。</p>
小学校	40%以下							
中学校	50%以下							
県立学校	15%以下							
<p>○方針の柱と主な取組</p> <p>柱1. 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実 【新規項目】</p> <p>柱2. 部活動における教員の負担軽減 【新規項目】</p> <p>柱3. 専門性を持った多様な人材の活用</p> <p>柱4. 家庭や地域の力を活かす取組における課題</p> <p>柱5. 教職員の勤務時間管理 【新規項目】</p>	<p>○方針の柱と主な取組</p> <p>柱1. 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>統合型校務支援システムの導入</u> <u>学校への依頼（作文・絵画コンクール等）を整理</u> <u>学校業務・行事の廃止・精選事例の共有</u> <u>講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化</u> <u>Web会議の推進</u> <p>柱2. 部活動における教員の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>部活動指導員人材バンク制度の構築</u> <u>部活動のあり方検討会議の設置</u> <p>柱3. 専門性を持った多様な人材の活用</p> <p>柱4. 家庭や地域の力を活かす取組における課題</p> <p>柱5. 教職員の健康づくりと勤務時間管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>システムの活用による勤務時間管理</u> 	<p>☞ 現行計画における5本の柱の考え方は維持しながら、成果と課題を踏まえて新たな取組を行います。そのほか、左表に記載はありませんが、現行の取組を継続・拡充し、一部国の事業が終了したものは廃止します。</p> <p>☞ 現行の5本の柱に健康管理の観点を取り入れるため、「健康づくり」の文言を追加しています。</p>						
	<p>○重点項目</p> <p><u>重点項目1 ICTの活用による教員の負担軽減</u></p> <p><u>重点項目2 業務のスクラップ・外部への働きかけ</u></p>	<p>☞ 改定計画において重点的に取り組む項目について、5本の柱とは別の切り口で再掲する項目を追加しています。</p>						

